

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月26日(2024.9.26)

【公開番号】特開2024-116788(P2024-116788A)

【公開日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【年通号数】公開公報(特許)2024-161

【出願番号】特願2023-22594(P2023-22594)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月17日(2024.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面側に遊技球の流下領域を有する遊技板と、前記遊技板に取り付けられ、遊技球が左右方向に転動可能な所定のステージ部を有するセンター役物と、を具備する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記センター役物は、透過性を有し、前記遊技板の前面よりも前方に突出する突出壁部を備え、

前記突出壁部の前面は、脱型痕跡部が設けられていない一般領域と、脱型痕跡部が設けられている特定領域とを有し、

前記特定領域よりも後方には、所定の表示手段が設けられ、

さらに、前記一般領域および前記特定領域は、流下領域を流下する遊技球が接触困難な領域であり、

さらに、前記突出壁部の前面は、前記特定領域を複数有する
ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機のような遊技機には、前方を遊技球が流通する遊技板の前面よりも前方へ突出している突出壁部を有する枠状のセンター役物が設けられており、突出壁部によって枠内への遊技球の侵入を阻止すると共に、枠よりも外側の部位に遊技球が流通する領域を形成して、遊技球の動きを楽しませられるようにしたものが知られている(例えば、特許文献1)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【0003】

しかしながら、この種の遊技機では、機種やメーカーが違っても似たような形態のセンター役物が設けられているため、代わり映えがせず、センター役物だけでは他の遊技機との差別化を図ることが困難であった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、新たな態様のセンター役物を備えた遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

前面側に遊技球の流下領域を有する遊技板と、前記遊技板に取り付けられ、遊技球が左右方向に転動可能な所定のステージ部を有するセンター役物と、を具備する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記センター役物は、透過性を有し、前記遊技板の前面よりも前方に突出する突出壁部を備え、

前記突出壁部の前面は、脱型痕跡部が設けられていない一般領域と、脱型痕跡部が設けられている特定領域とを有し、

前記特定領域よりも後方には、所定の表示手段が設けられ、

さらに、前記一般領域および前記特定領域は、流下領域を流下する遊技球が接触困難な領域であり、

さらに、前記突出壁部の前面は、前記特定領域を複数有する

ことを特徴とする。

そして、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段1：遊技機において、

「遊技球が流下する遊技領域を備えた遊技盤を本体枠内に収納した遊技機であって、前記本体枠は外枠に軸支され、

遊技者の操作により、前記遊技領域に遊技球を打ち込むことにより遊技が行われ、前記遊技盤は、

前記遊技領域の外周縁を構成している前構成部材に対して前方から着脱可能に設けられ、前面に特定シールが貼り付けられるシール台座を有しており、

該シール台座は、

後面に脱型痕跡部が設けられていると共に、該脱型痕跡部よりも後方へ突出している突起部が設けられている」

ことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

このように、本発明によれば、新たな態様のセンター役物を備えた遊技機を提供するこ

10

20

30

40

50

とができる。

10

20

30

40

50